

令和3年度使用 小・中学校教科用図書 選定の根拠となる法令等

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条 (教科用図書の採択)

都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、第10条の規定によって当該都道府県の教育委員会が行う指導、助言又は援助により、種目ごとに一種の教科用図書について行うものとする。

- 4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会を設けなければならない。
- 5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条 (同一教科用図書を採択する期間)

義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条 (同一教科用図書を採択する期間)

法第14条の規定により種目ごとに同一の教科書を採択する期間は学校教育法附則第9条に定める場合を除き、4年とする。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第6条 (同一教科用図書の採択の特例)

法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間についての令第15条第2項の規定により文部科学省令で定める場合は、教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなった場合及び次の各号に掲げる場合

- 1 採択した教科用図書の発行が行われないこととなった場合
- 2 採択した教科用図書の採択に関し発行者その他の教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者の不公正な行為があつたと認められる場合
- 3 文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることとなった教科用図書がある場合
- 4 採択地区が設定又は変更された場合
- 5 採択地区内において市町村又は義務教育諸学校若しくは法第13条に規定する学校が設置された場合

○令和3年度 使用教科書の採択事務処理について (通知)

令和2年3月27日付け 元初教科第39号

1 採択に当たっての留意事項について

(1) 小学校用教科書の採択について

令和2年度においては、無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和元年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

(2) 中学校用教科書の採択について

全ての教科書について新たに採択を行うこと。

※関係箇所のみ抜粋